

大館税務署 からのお知らせ

確定申告書作成会場開設

令和5年分確定申告における「スマホによる申告書作成会場」を開設します。会場では、ご自身のスマートフォンで申告書などを作成いただきます。

●場所 大館税務署

(大館市赤館町2-16)

●期間 2月16日(金)～3月15日(金)

※土、日、祝日を除く

●時間 9時～17時

●持ち物 スマートフォン

以下、お持ちの人はご持参ください。

・マイナンバーカード

※カード発行時に設定したパスワード「利用者証明用電子証明書用(数字4ケタ)」、「署名用電子証明書用(英数字6～16文字)」の2種類が必要です。

・令和5年分確定申告のお知らせ

(はがきまたは通知書)

※入場には「入場整理券」が必要です

入場整理券は、会場で当日配付しますが、配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。LINEでオンラインによる事前発行もできます。

↓↓国税庁LINE公式アカウント



☎大館税務署 ☎0186-42-0671

確定申告の際は、 16桁の利用者識別番号が必要です

市が受けた確定申告の内容は、電子データで税務署へ送信しています。市が送信するには個別に16桁の「利用者識別番号」が必要です。

そのため、令和5年中に新たに税務署やインターネットで利用者識別番号を取得した人は、利用者識別番号が分かる書類を持参してください。

※既に利用者識別番号を取得し確定申告した人および
昨年の市の申告相談で確定申告し、番号の通知を受けた人は持参の必要はありません。

スマートフォンやパソコンで 確定申告できます(e-Tax)



スマートフォンやパソコンからe-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用することで、自宅などで確定申告を行うことができますので、ぜひご利用ください。

確定申告期間中は24時間いつでも利用でき、確定申告書や添付資料(源泉徴収票など)の印刷・送付を行う必要がありません。

誤った内容で送信した場合でも、期限内(令和5年分は令和6年3月15日まで)であれば再送信することができます。

※最後に送信した確定申告データが優先されます。

令和6年度 市民税・県民税

申告相談が始まります。

会場や日程などの詳細は、1月中旬に発送予定の「令和6年度市・県民税の申告相談日程表」をご覧ください。☎税務課 課税班 ☎30-0213



受付期間 **2月2日(金)～3月15日(金)**

受付時間 **8時30分～15時** 9時～相談開始
※昨年より時間に変更となっておりますのでご注意ください。

申告の事前準備をお願いします

来場前に、必要な書類に不備がないか確認をお願いします。特に事業所得(農業など)の申告を行う人は、事前に領収書などを整理・集計のうえ関係書類をお持ちください。

収支内訳書や医療費の事前集計などの整理を終えていない人は、会場で記帳整理をお願いする場合があります。

確定申告に医療費通知が使用できます

医療費控除の申告手続きには、健康保険の医療費通知を使用できます。医療費通知は次のとおり発送しますが、届く前に申告する場合は、既に届いている医療費通知のほか、医療機関などが発行した領収書が必要です。

後期高齢者医療

- ・10月～11月診療分→1月末発送
- ・12月診療分→2月末発送

国民健康保険

- ・11月～12月診療分→3月中旬発送

※医療費通知は再発行できませんので大切に保管してください。

※マイナポータル連携を利用すると、2月中旬から医療費通知情報を取得でき、マイナポータルをe-Taxと連携すると、確定申告書に自動入力することもできます。

簡易申告書で申告できる人

令和5年1月1日から12月31日までの間で、次の項目に一つでも該当する人は、簡易申告書で申告することができます。

- ・収入が0円(「収入がない」という申告が必要)
- ・所得が非課税所得のみ
(遺族年金や障害者年金、雇用保険受給金など)
- ・所得税の確定申告が不要な人で、次の2つのいずれかの条件を満たす人
 - ①所得の種類が、給与・農業・営業・不動産・公的年金・個人年金・報酬・シルバー人材センター配分金などのみである
 - ②所得控除が、社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・障害者控除・扶養控除・配偶者控除・寡婦控除・ひとり親控除だけである

申告が不要な人

- ・収入が公的年金のみで148万円以下の人
(65歳未満は98万円以下)
 - ・収入が年末調整済みの給与のみで、勤務先から「給与支払報告書」が本市に提出されている人
- ※土地建物の売却、保険の満期、保険金の受け取りなどの収入があった場合は、申告が必要です。
- ※医療費控除、医療費控除の特例、雑損控除、寄附金控除を受ける場合は、申告が必要です。

↑上記以外の方は、申告が必要です。申告相談にお越しいただくか、確定申告(インターネットまたは税務署)をしてください。